

デジタル・コンテンツの流通の促進に向けた政府の動き

平成 14 年

2月4日 小泉内閣総理大臣（当時）施政方針演説における「知財立国宣言」

「我が国は、既に、特許権など世界有数の知的財産を有しています。
研究活動や創造活動の成果を、知的財産として、戦略的に保護・活用し、我が国産業の国際競争力を強化することを国家の目標とします。」

2月25日 内閣総理大臣決裁により「知的財産戦略会議」の開催を決定

7月3日 同会議による「知的財産戦略大綱」の策定

「コンテンツの創作活動の保護と流通の促進」が具体的行動計画とされる。

（第3章3.(3)③）

12月4日 「知的財産基本法」公布（平成15年3月1日施行）

同法第18条第2項「国は、インターネットの普及その他社会経済情勢の変化に伴う知的財産の利用方法の多様化に的確に対応した知的財産権の適正な保護が図られるよう、権利の内容の見直し、事業者の技術的保護手段の開発及び利用に対する支援その他必要な施策を講ずるものとする。」

平成 15 年

3月1日 小泉内閣総理大臣（当時）を本部長とする「知的財産戦略本部」の設置

7月8日 同本部による「知的財産の創造、保護及び活用に関する推進計画」の策定

「コンテンツビジネスの飛躍的拡大」に向け「流通促進のための環境を整備する」ことが盛り込まれる。（第4章3.(2)）

平成 16 年

2月6日 IT戦略本部による「e-Japan 戦略Ⅱ加速化パッケージ」の策定

「ブロードバンド上におけるコンテンツ流通を促進するため、著作権法上の裁定制度の利用促進など既存コンテンツの再利用の促進、ブロードバンドサービスを利用した放送の著作権法上の位置付け等について検討する。」（3.(1)）

5月27日 知的財産戦略本部による「知的財産推進計画2004」の策定

「ブロードバンドなどを活用した事業展開を推進する」ため、「デジタル時代に対応した法制度の在り方について検討する」ことが盛り込まれる。（第4章9.(13)）

6月4日 「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」公布・施行

同法第1条「この法律は、知的財産基本法（平成十四年法律第二百二十二号）の基本理念にのっとり、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及びコンテンツ制作等を行う者の責務等を明らかにす

るとともに、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策の基本となる事項並びにコンテンツ事業の振興に必要な事項を定めること等により、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、もって国民生活の向上及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。」

平成 17 年

6 月 10 日 知的財産戦略本部による「知的財産推進計画 2005」の策定
「コンテンツ流通大国に向けた改革を進める」ための「法制度の改革」等の施策が盛り込まれる。（第 4 章 I. 4.）

平成 18 年

6 月 8 日 知的財産戦略本部による「知的財産推進計画 2006」の策定
「知的財産基本法第 18 条第 2 項の趣旨に則り、2006 年度中に、デジタル化・ネットワーク化時代に対応した国際的な枠組みを含めた法制度の検討を行い、コンテンツ流通の促進やクリエイターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る。」（重点編 4. I. (1)）

平成 19 年

5 月 31 日 知的財産戦略本部による「**知的財産推進計画 2007**」の策定
「デジタル化・ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用の在り方に関する新たな法制度や契約ルール、国際的枠組みについて 2007 年度中に検討し、最先端のデジタルコンテンツの流通を促進する法制度等を 2 年以内に整備することにより、クリエイターへの還元を進め、創作活動の活性化を図る。」（重点編 4. I. (1)）

6 月 19 日 閣議決定「**経済財政改革の基本方針 2007～『美しい国』へのシナリオ～**」

「デジタル化、ネットワーク化の特質に応じて、著作権等の保護や利用の在り方に関する新たな法制度や契約ルールの検討を進め、世界最先端のデジタルコンテンツ流通促進の法制度等を 2 年以内に整備する。」（第 2 章 1. III. (1)③）

平成 20 年

6 月ころ 知的財産戦略本部による「知的財産推進計画 2008」の策定（予定）